

病棟生活の流れ【月曜日～日曜日の タイムスケジュール】

6:00 起床	14:00 入浴
7:00 洗面、整容等	17:00 夕食
8:00 朝食	18:00 自由時間
9:00 トイレ、車椅子乗車、登校	20:00 安静
10:00 入浴	21:00 就寝
11:30 昼食	

※入浴は週2回、病棟ごとに曜日が異なります。
※学校への通学を基本とし、必要な医療、看護ケアや検査等は緊急時を除き、可能なかぎりご本人の活動日課に合わせて対応いたします。

入院中の学習機会

就学年齢の方は入院中も学習機会が保障されます。月曜日から金曜日まで新潟県立柏崎特別支援学校の教育を受けることができ、小学部・中学部・高等部の教諭が生徒の体調に合わせて学校やベットのサイドで授業を行います。詳細は柏崎特別支援学校にお問い合わせください。

■柏崎特別支援学校URL
<https://kashiwazaki-tk.nein.ed.jp/>



交通のご案内



電 車／JR信越本線 柏崎駅下車 徒歩25分
タクシー／柏崎駅より約10分(約1,300円)
バ ス／越後柏崎観光バスに乗車
「赤坂山公園線」にて13分 新潟病院下車
自 動 車／北陸自動車道 柏崎インターチェンジより20分
米山インターチェンジより10分

●お問い合わせ先●



独立行政法人 国立病院機構
新潟病院 (療育指導室)

〒945-8585 新潟県柏崎市赤坂町3番52号
TEL.0257-22-2126 (内線3340)
URL <https://niigata.hosp.go.jp>



児童福祉法による 「医療型障害児入所」の ご案内

【対象】

重症心身障害、筋ジストロフィー等
神経筋疾患で18歳未満の方

病棟生活の様子

ご本人の年齢や状態像に応じて療育活動を行っています。季節にあわせた様々な活動、自分の将来のことを考えるための情報提供や学ぶ機会も大事にしています。

重症心身障害病棟 Post-Nicu



筋ジストロフィー、ALS等病棟



外部の事業所の方から地域で使えるサービス学ぶ「勉強会」



独立行政法人 国立病院機構
新潟病院

対象となる方

1 重症心身障害の方

脳性麻痺、てんかん等、重度の知的障害と重度の肢体の障害を併せもった18才未満の方

※児童相談所による重症児判定を受け、療育手帳(A)および身体障害手帳(1級)をお持ちの方

2 筋ジストロフィー等、神経筋疾患の診断のある18才未満の方

3 管轄の児童相談所、市町村の保健センター、医師等との相談により療育が必要と考えられる方



児童福祉法「医療型障害児入所」とは

医療型障害児入所は児童福祉法に基づくサービスの一つです。医療型障害児入所は障害児入所施設又は指定発達支援医療機関(国立病院機構含む)に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う、とされています。一人ひとりに個別支援計画を作成し、医学的管理の下、本人にとってより良い活動を提供し成長発達を支援し、快適に入院生活を送っていただけるように努めています。

【対象者／18歳未満の方】

- ①重症心身障害児
児童相談所による重症児判定を受け、療育手帳(A)および身体障害手帳(1級)をお持ちの方
- ②筋ジストロフィー等、神経筋疾患の方
- ③児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童

病棟生活を支える領域

医療	生活の充実には体調管理が重要です。毎日の体調管理のほか定期検査の実施、すぐに医師の診察を受けることができます。
看護ケア	医療ケアと共に生活支援を行います。学校の登校、趣味やご希望の活動が行えるよう療育指導室やリハビリ等、様々な職種と連携しています。
リハビリ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご本人に合わせたプログラムを提供しています。車椅子等の作製や修理のご相談にも応じています。
栄養管理	週2回の選択食、季節に合わせた行事食を提供し、食事を楽しんでいただけるようにしています。
日中活動	主に保育士、児童指導員が中心となり生活を支える部門です。個別活動、季節行事、外出支援、面会等ご本人の意向を大切に、成長と発達を支援いたします。
教育	就学年齢の方は新潟県立柏崎特別支援学校の学習機会が保障されています。小学部、中学部、高等部に進学し学習できます。

1ヶ月の利用料金(めやす)



1ヶ月の自己負担額は、世帯の前年1年間の保険情報や収入情報、各種証書等を加味し、管轄の児童相談所が算出します。
また、1ヶ月の日用品費(歯ブラシ、オムツ等、病棟全体で購入するもの)については年度ごとに必要な額の算出を行い、自己負担していただいています。

福祉サービス費

- 生活保護……………0円
- 低所得……………0円
- 一般1……………9,300円
(市町村民税所得割16万円未満、20歳未満入所施設利用者)
- 一般2(上記以外)……………37,200円

医療費

- 生活保護……………0円
- 低所得1……………15,000円
(市町村民税非課税世帯、保護者年収が年間80万円以下)
- 低所得2(低所得1以外)……………24,600円
- 一般……………40,200円

食事療養費

- 世帯の収入等の状況によって変動します。

日用品費

- 入浴に関する経費(シャンプー、ボディソープ等)
- 口腔ケアに関する経費(電動歯ブラシ等、歯磨き粉)
- タオル類の経費 ●理髪等 ●オムツ等
- ペーパー類(ティッシュペーパー等)
- 予防接種(インフルエンザ予防接種)
- 活動や行事等の費用

※日用品費は年度ごとに算出します。

ご利用までの流れ



1

外来受診

2

医療型
障害児入所
●児童相談所に
待機登録申請

3

管轄の児童
相談所による
調査後、連絡

4

在宅生活に
かかる諸手当の
停止手続き

5

支給決定

6

契約締結

7

サービス
利用開始